

## 議案第5号

大網白里市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

大網白里市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改  
正する条例を次のように制定する。

令和4年11月11日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部  
を改正する条例

大網白里市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成19  
年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1大網駅東地区地区整備計画区域の項名称の欄中「大網駅東地区地区  
整備計画区域」を「東駒込地区地区整備計画区域」に改め、同項区域の欄中「大  
網駅東地区地区計画」を「東駒込地区地区計画」に改める。

別表第2大網駅東地区地区整備計画区域の項及び別表第3大網駅東地区地区  
整備計画区域の項中「大網駅東地区地区整備計画区域」を「東駒込地区地区整  
備計画区域」に改める。

別表第4大網駅東地区地区整備計画区域の項（あ）の欄中「大網駅東地区地  
区整備計画区域」を「東駒込地区地区整備計画区域」に改め、同項（う）の欄  
第3号中「床面積」を「、床面積」に改め、同表みどりが丘地区地区整備計画  
区域の項（う）の欄第3号中「床面積」を「、床面積」に改め、同表国道12  
8号沿道大網・佛島地区地区整備計画区域の項沿道地区Ⅰの目及び沿道地区Ⅱ  
の目（う）の欄第3号中「床面積」を「、床面積」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。